

令和7年度専門医認定支援事業について

1. 地域医療に配慮した研修プログラムの策定について

- ・ 補助対象となる専門研修プログラムについては、令和8年度（2026年度）から研修を開始するプログラムに限定されるのか。

→ 令和8年度（2026年度）から研修を開始するプログラムに限らず、令和9年度（2027年度）から研修を開始する専門研修プログラムも対象となります。

- ・ すでにプログラムについては策定済であり、日本専門医機構において認定を待つ専門研修プログラムについても補助対象となるのか。

→ 令和7年度（2025年度）に補助対象となる経費が生じない専門研修プログラムについては、補助対象外となります。ただし、日本専門医機構等において、修正等を求められ、当該修正等により補助対象となる経費が生じた場合は、補助対象となります。

- ・ 本事務連絡の「初期診療が地域で幅広く求められる診療領域」は、地域の実情に応じて19の基本領域の内であれば認められると考えてよいのか？

→ そのとおりです（研修プログラムの策定支援については、まずは基本領域を想定しております。）。

- ・ 本事務連絡に「都市部と地域をローテーションする内容の養成プログラム」とあるが、これは具体的にどういったものか。

→ 基幹施設と地域の協力施設等で研修施設群を構成しているプログラムとなります。地域医療に配慮した養成プログラムの作成を支援するという本事業の趣旨を踏まえ、基幹施設だけで完結するプログラムは補助対象外とします。

- ・ 実施要綱に「都道府県（地域医療支援センター等）と連携しつつ」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。

また、このことについて、申請書等に記載することはあるか。

→ 研修施設群の設定は、プロフェッショナルオートノミーを基盤としつつ、地域の実情に応じて行うことが重要です。このため、地域医療に配慮した研修施設群となるよう、実施主体が都道府県（地域医療支援センター等）に相談しながら事業計画を立案していただくことを想定しています。

→ 提出にあたり、相談、連携状況に関する申請書等への記載を条件とするものではありません。

- ・ 都道府県をまたいだ病院を含む研修施設群を構成した場合も、本事業の補助対象となるのか。

→ 本事業は、地域医療に配慮した研修施設群の設定や養成プログラムの作成等を支援するためのものです。その趣旨にかなう専門研修プログラムであれば、都道府県をまたいだ病院を含む研修施設群であっても補助対象といたします。

- ・ 作成したプログラムについては、作成後に日本専門医機構の認定を受ける必要があるか。また同機構に申請して結果的に認定されなかった場合はどうか。

→ 日本専門医機構へ専門研修プログラムの申請をしていただく必要があります。申請の結果、認定されなかった場合であっても補助の対象になりますが、その後に必要な修正等を加えて、最終的には認定を受けてください。

- ・ 今回の補助金の対象は新規のプログラムのみが対象か？それともプログラムの更新やブラッシュアップ、リニューアルも対象と考えてよいのか。

→ 既存プログラムの更新等であっても、地域医療に配慮した整備指針等に沿った内容への変更を検討しているのであれば、それにかかる経費は対象とします。

2. 指導医の派遣等について

- ・ 補助対象となる専門研修については、令和7年度から研修を開始するプログラムに限定されるのか。

→ 指導医の派遣等については、令和7年度から研修を開始する基本領域プログラムを想定しているが、サブスペシャリティ、又は学会主導で行われている既存の専門研修であっても、地域医療への貢献が認められるならば、補助対象となるものです。

- ・ 派遣、出張指導の定義はどのようなものを想定しているのか。

→ 本事業にいう派遣とは、常勤又は非常勤にかかわらず、派遣元病院から、派遣先病院に採用等による異動をいい、出張指導とは、身分は派遣元病院等に残しつつ、短期間、医師不足の病院にて専門医研修の指導を行うことをいいます。

- ・ 既に派遣先病院に診療を目的として指導医クラスが派遣されていた場合であっても、今回、専門研修の指導医として、派遣される医師が交代する場合等は、補助対象となるのか。

→ 派遣目的が専門研修の指導であって、医師の交代があれば、補助対象となります。

- ・ 既に派遣先病院に指導医が派遣されていた場合であって、今回、専門研修の指導医が追加で派遣され、派遣先病院の指導医が増加した場合等は、補助対象となるのか。

→ 派遣先病院の専門研修の指導体制の強化に資することであれば、補助対象となります。

- ・ 派遣、出張指導される医師は、事前に特定されている必要があるのか。

→ 事前に医師を特定のうえ補助申請する必要があるが、結果的に人選が変更する場合があっても、差し支えございません。

- ・ 派遣対象となる指導医については、学会認定指導医に限定されるのか。

→ 指導医は、基本領域プログラムに限らず、サブスペシャリティ又は学会主導で行われている既存の専門医資格において、専攻医を指導できる医師になります。学会認定指導医等の資格の要否は、当該専門医研修に規定される要件等に依るため、必ずしも必要となるものではありません。

- ・ 都道府県をまたいだ派遣であっても、本事業の補助対象となるのか。

→ 県外病院から派遣される場合であっても補助対象となります。

- ・ 「都道府県（地域医療支援センター等）と連携しつつ」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。

→ 地域医療対策協議会、地域医療支援センター又は都道府県の医師確保対策部門から派遣元病院に対して、正式又は非公式を問わず、実施主体が都道府県（地域医療支援センター等）と相談しながら事業計画を立案していただくことを想定しています。

- ・ 「都道府県（地域医療支援センター等）と連携しつつ」とは、地域医療対策協議会において、協議会規約等で規定されていることが必要か。また、協議会として、事業の正式な了承が必要になるのか。

→ 協議会規約等で事業が規定されておらず、かつ、協議会での正式な了承が無い場合であっても、実施主体が都道府県（地域医療支援センター等）に相談しながら事業計画を立案していただければ補助対象となり得ます。

3. へき地・離島等の医療機関における総合診療研修の促進支援

- ・ 補助対象となる専門研修については、令和7年度に研修を実施する日本専門医機構認定のプログラムに限定されるのか。

→ 令和7年度に研修を実施する総合診療専門研修プログラムに限らず、学会主導で行われている既存の総合診療医に係る専門研修も対象となります。

- ・ 事業の実施主体は、基幹施設という理解でよいのか。

→ そのとおりです。

4. 都道府県負担

- ・ 都道府県の1／2負担はなくともよいのか。

→ 県費による補助は必須ではありません。

- ・ 県費分を地域医療介護総合確保基金から充当することは可能か。

→ 県費分を基金から充当することはできません。

5. 補助先

- ・ 国立大学、国立病院も補助先に含めてよいのか。

→ 国立大学法人、国立病院機構の病院も補助先に含むことができます。

- ・ 直接補助＝県立病院、間接補助＝県立以外の病院、という理解でよいのか。

→ そのとおりです。

6. 補助額、積算（研修プログラムの策定支援）

- ・ プログラム作成に係る経費の基準額はいくらか。

→ 1つの領域あたり 1,814 千円を基準額とします。

- ・ プログラム作成に係るどのような経費が補助されるのか。

→ 専門研修プログラム作成には、作成を担当する医師の人件費や事務職員の雇上、また研修施設群内での連絡調整旅費等の経費がかかることを想定しており、そのための経費を補助します。

- ・ 支出予定額明細書の人件費について、例えば年間の人件費 1,000 万円の常勤職員が、うち半年をプログラム作成に費やしたとすれば $1,000 \text{ 万円} \times 1/2$ を算定基礎とするという記載方法でよいのか？

→ そのとおりです。今回の事業に従事する時間分の人件費を算出してください。

- ・ 1つの実施主体で複数の領域を申請する場合の基準額はどうなるのか。

→ 基準額は1つの領域あたり 1,814 千円ですが、1人の事務職員が兼任するなどの場合に重複計上とならないよう注意してください。

- ・ 1つの領域で複数のプログラムを作成する場合、別々に記載してもよいのか。

→ 1つの領域では、1つのプログラムを申請してください。

- ・ 令和6年度に生じた経費について、請求してもよいのか。

→ 令和7年度の事業は、令和7年度中に生じた経費に限り、補助対象とします。

7. 補助額、積算（指導医派遣等）

- ・ 指導医の派遣等に係る経費の基準額はいくらか。

→ 1つの派遣計画あたり 3,200 千円／年間（産科、小児科の場合は 4,600 千円／年間）を基準額とします。ただし、派遣月数に応じて、基準額は減額されます。

- ・ 指導医の派遣等が9月10日から10月8日までの間行われる場合、基準額の算定の基礎となる派遣月数は2月となるのか。

→ この場合は、1月となります。

- ・ 指導医の派遣等に要するどのような経費が補助されるのか。

→ 派遣等に伴う代替医師の雇上げのための謝金、人件費、及び出張指導に係る諸手当、人件費の経費並びに旅費がかかることを想定しており、そのための経費を補助するものです。

- ・ 支出予定額明細書の代替医師雇上経費について、例えば年間の雇上経費が800万円の職員を採用した場合に、そのうち派遣計画が半年間となるときの支出予定額は、800万円×1/2を算定基礎とするという記載方法でよいのか？

→ そのとおりです。今回の事業に従事する時間分の人件費を算出してください。

- ・ 1つの医療機関で複数の派遣計画を申請する場合の基準額はどうなるのか。

→ 1派遣計画ごとに申請してください。

8. 補助額、積算（総合診療研修の促進支援）

- ・ 総合診療研修に係る経費の基準額はいくらか。

→ 1箇所あたり、往復分として322千円を基準額とします。

- ・ 総合診療研修に要するどのような経費が補助されるのか。

→ 専攻医が総合診療研修の対象経費としている旅費については、へき地・離島等の医師不足地域の医療機関において、研修を受けるために必要となる交通費及び宿泊費としており、そのための経費を補助するものです。

- ・ 以下のような経費も補助対象となるのか。

ア. 当該研修のために滞在する宿舎から研修を受ける医療機関への通勤に要する交通費

イ. 当該研修期間中、休診日を利用して一時的に帰宅等のために要する交通費

ウ. 当該研修開始前日の宿泊費

エ. 当該研修期間中、継続して滞在するために要する休診日における宿泊費

→ いずれも補助対象となります。

9. その他

- ・ 内示以降の対象経費に限り補助されるのか。

→ 本運営費補助金については、内示を行う予定はありませんが、本省にて要件に適合しているかどうか確認の上、補助対象となる事業計画について御提示させていただきます。